貸 借 対 照 表 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	(単位 千円) 科 目 金 額
(資産の部)	<u> </u>	(負債の部)
流動資産	3, 363, 777	流 動 負 債 2,569,564
現金及び預金	2, 328, 416	買 掛 金 475, 161
売 掛 金	392, 334	工 事 未 払 金 233,510
完成工事未収入金	307, 790	リ ー ス 債 務 286
未成工事支出金	32, 740	未 払 金 2,452
前 払 費 用	57,068	未 払 費 用 419,036
繰 延 税 金 資 産	174, 600	未 払 法 人 税 等 472,558
そ の 他	74, 248	前 受 金 2,731
貸 倒 引 当 金	$\triangle 3,423$	未成工事受入金 3,365
		預 り 金 428,087
		賞 与 引 当 金 234,908
		その他 297, 465
固 定 資 産	3, 511, 267	固 定 負 債 499,444
有 形 固 定 資 産	505, 087	リ ー ス 債 務 71
建物	246, 631	退職給付引当金 431,264
機械及び装置	24, 380	資 産 除 去 債 務 46,656
車 両 運 搬 具	0	その他 21,451
工具、器具及び備品	34, 194	負 債 合 計 3,069,008
土 地	199, 582	(純 資 産 の 部)
リース資産	297	株 主 資 本 3,806,036
無形固定資産	147, 682	資 本 金 100,000
ソフトウェア	135, 394	資 本 剰 余 金 100,000
そ の 他	12, 287	資 本 準 備 金 100,000
投資その他の資産	2, 858, 498	利 益 剰 余 金 3,606,036
関係会社株式	2, 544, 944	利 益 準 備 金 50,000
破産更生債権等	6,630	その他利益剰余金 3,556,036
繰 延 税 金 資 産	172, 400	別 途 積 立 金 1,000,000
その他	141, 298	繰越利益剰余金 2,556,036
貸 倒 引 当 金	$\triangle 6,773$, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		純 資 産 合 計 3,806,036
資 産 合 計	6, 875, 044	負 債 純 資 産 合 計 6,875,044

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子 会 社 株 式 ・・・・・・・ 移動平均法による原価法

その他有価証券

(時価のないもの) ・・・・・・・ 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 およびその他のたな卸資産 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ く簿価切下げの方法により算定。)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く。)

定率法

ただし、建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次の通りであります。

建 物 9年~50年

機械及び装置 15年

工具、器具及び備品 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 投資その他の資産 (その他)

均等償却

- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額基準方式により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の 10 年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時に全額費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を 適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用す る工事の当事業年度における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等のうち、固定資産に係るものは「投資その他の資産 その他」に計上し(5年均等償却)、その他は当事業年度の期間費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。) および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を「繰越利益剰余金」に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の「退職給付引当金」が 46,169 千円減少し、「繰越利益剰余金」が 29,169 千円増加しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

追加情報

(法人税等の税率変更に係る事項)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号) および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号) が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 37.95%から、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 35.03%となります。

これらの変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が 25,800 千円減少し、法人税 等調整額が 25,800 千円増加しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の数

2,368 株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年3月24日 臨時株主総会	普通株式	700,000 千円	295, 608. 11 円	平成27年3月24日	平成27年3月31日

重要な後発事象に関する注記

1. 株式会社グランドアメニティとの合併について

当社は、経営の効率化を目的として、平成27年1月15日に株式会社グランドアメニティとの間で締結した吸収合併契約に基づき、平成27年4月1日を効力発生日として同社を吸収合併しました。

(1) 合併の目的

統合による迅速な意思決定やノウハウの共有により、管理物件における工事受注の強化およびお客さま 対応力強化のシナジー効果を更に発揮し、かつその実現のスピードアップを目的としております。

- (2) 合併の要旨
 - ① 合併の方式

当社を存続会社とし、株式会社グランドアメニティを消滅会社とする吸収合併。

② 合併に係る割当ての内容

このたびの合併は、株式会社グランドアメニティの発行済株式の100%を所有していたため、本合併による新株式の発行および合併対価の交付はありません。

- (3) 消滅会社の主な事業の内容、規模(平成27年3月31日現在)
 - ① 名 称 株式会社グランドアメニティ
 - ② 事業内容 不動産管理業
 - ③ 規 模 (平成27年3月期)

売上高 3, 299, 348 千円 総資産 811, 272 千円 純資産 390, 172 千円

(4) 会計処理の概要

この合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準 21 号 平成 20 年 12 月 26 日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日) に定める、共通支配下の取引として処理しています。

(注) 貸借対照表および個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。